

■料金調整の終了日

①乗継調整終了日時：2月8日（金） 通行止め終了時

※通行止め終了後に、流出指定 I Cを流出した場合には乗継調整が適用されません（詳細は別紙 2 のとおり）ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

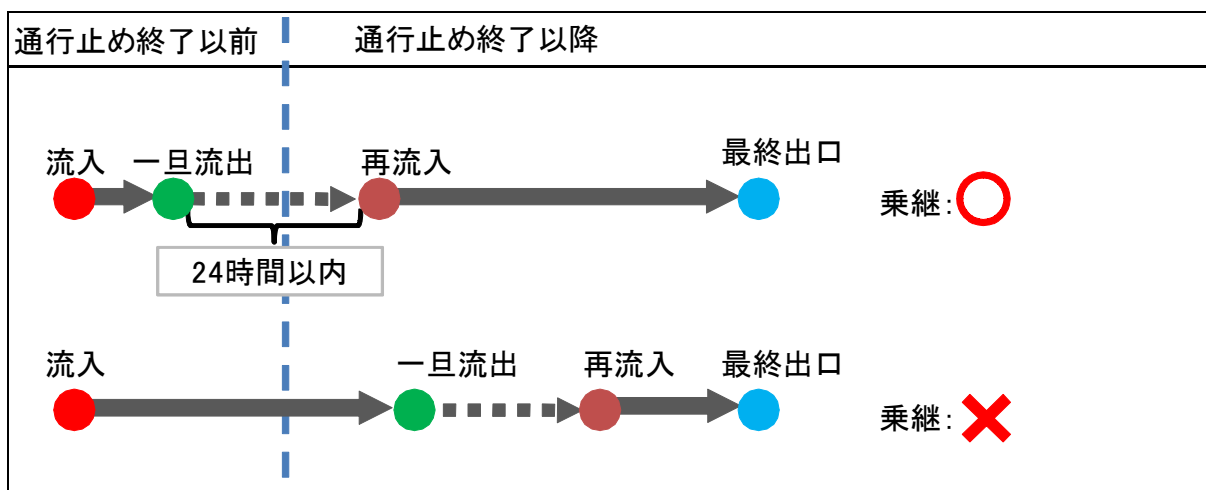
※乗継調整の詳細は公式W e bサイトをご確認ください。

②無料措置に伴う料金調整終了日時：2月11日（月） 24時

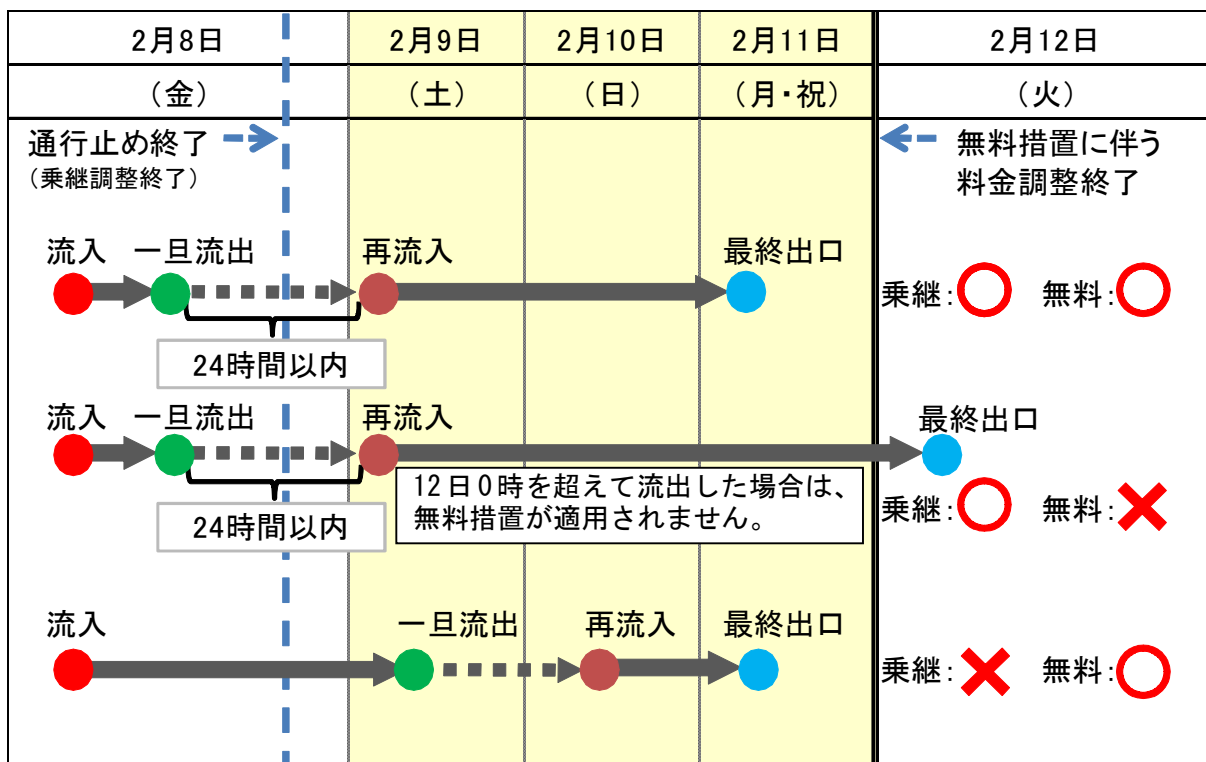
※2月12日（火）0時を超えて高速道路を流出した車両には適用されません（詳細は別紙 2 のとおり）ので、ご理解とご協力をお願いいたします。（2/9～2/11 の3連休中は無料措置が適用されます。）

※無料措置に伴う料金調整の詳細は公式W e bサイトをご確認ください。

●乗継調整



●乗継調整と無料措置



【ご注意ください】

- 乗継調整は、通行止め終了前に流出指定 I C で一旦流出し、一般道を利用後、24 時間以内に、再度同一方向に再流入指定 I C から乗り継がれたお客さまに適用されます。
- 無料措置に伴う料金調整は、2月12日(火)0時を超えて高速道路を流出した車両には適用されませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 乗継調整の要件を満たし、中央道富士吉田線と国道137号などを經由して中央道に乗り継がれたお客さまであっても、無料措置に伴う料金調整(大月 I C から国道20号を經由して中央道に乗り継がれた場合の料金と同額となる料金調整)が適用されるのは、最終出口を2月11日(祝・月)24時までに通過していただいた場合に限りです。12日(火)0時を超えて最終出口を流出した場合には、無料措置に伴う料金調整が適用されませんので、ご注意願います(乗継調整の要件を満たしていれば、乗継調整は適用されます)。